

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 （一）単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） （二）単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 687単位 b 要介護2 754単位 c 要介護3 822単位 d 要介護4 889単位 e 要介護5 954単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 （一）併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） （二）併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 646単位 b 要介護2 713単位 c 要介護3 781単位 d 要介護4 848単位 e 要介護5 913単位 ロ～ハ（略） 9～11（略）</p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 （一）単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） （二）単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 640単位 b 要介護2 707単位 c 要介護3 775単位 d 要介護4 842単位 e 要介護5 907単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 （一）併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） （二）併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 599単位 b 要介護2 666単位 c 要介護3 734単位 d 要介護4 801単位 e 要介護5 866単位 ロ～ハ（略） 9～11（略）</p>